

事業所税の手引

尼 崎 市

お願い

この手引は、毎年度配布するものではありませんので、大切に保管をして頂きますよう、よろしくお願いします。

エルタックス
eLTAX  地方税ポータルシステム **ご利用のご案内**

尼崎市では、eLTAX（エルタックス）による
地方税電子申告がご利用いただけるようになっています。

eLTAX(エルタックス)とは？

全国の地方公共団体が共同で運営する総合窓口システムです。
オフィスや自宅からインターネットで申告ができます。

eLTAX(エルタックス)で申告できるのは？

法人市民税、事業所税、固定資産税（償却資産）、個人市民税・県民税（給与支払報告などの特別徴収関連手続）です。

eLTAX(エルタックス)でどのように便利になるの？

- ・オフィスなどからインターネットを通じて手続きできます。
- ・複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。
- ・エルタックス用の無償ソフト「PCdesk」又は市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応ソフトに限る）で申告書が作成できます。

eLTAX(エルタックス)ご利用について

ご利用に際しましては、
エルタックスホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ

(社)地方税電子化協議会（受付時間9：00～17：00/土日祝・年末年始を除く。）

TEL 0570-081459

TEL 03-5500-7010（上記でつながらない場合）

尼崎市役所 税務管理部税務管理課（受付時間8：45～17：30/土日祝・年末年始を除く。）

TEL 06-6489-6270

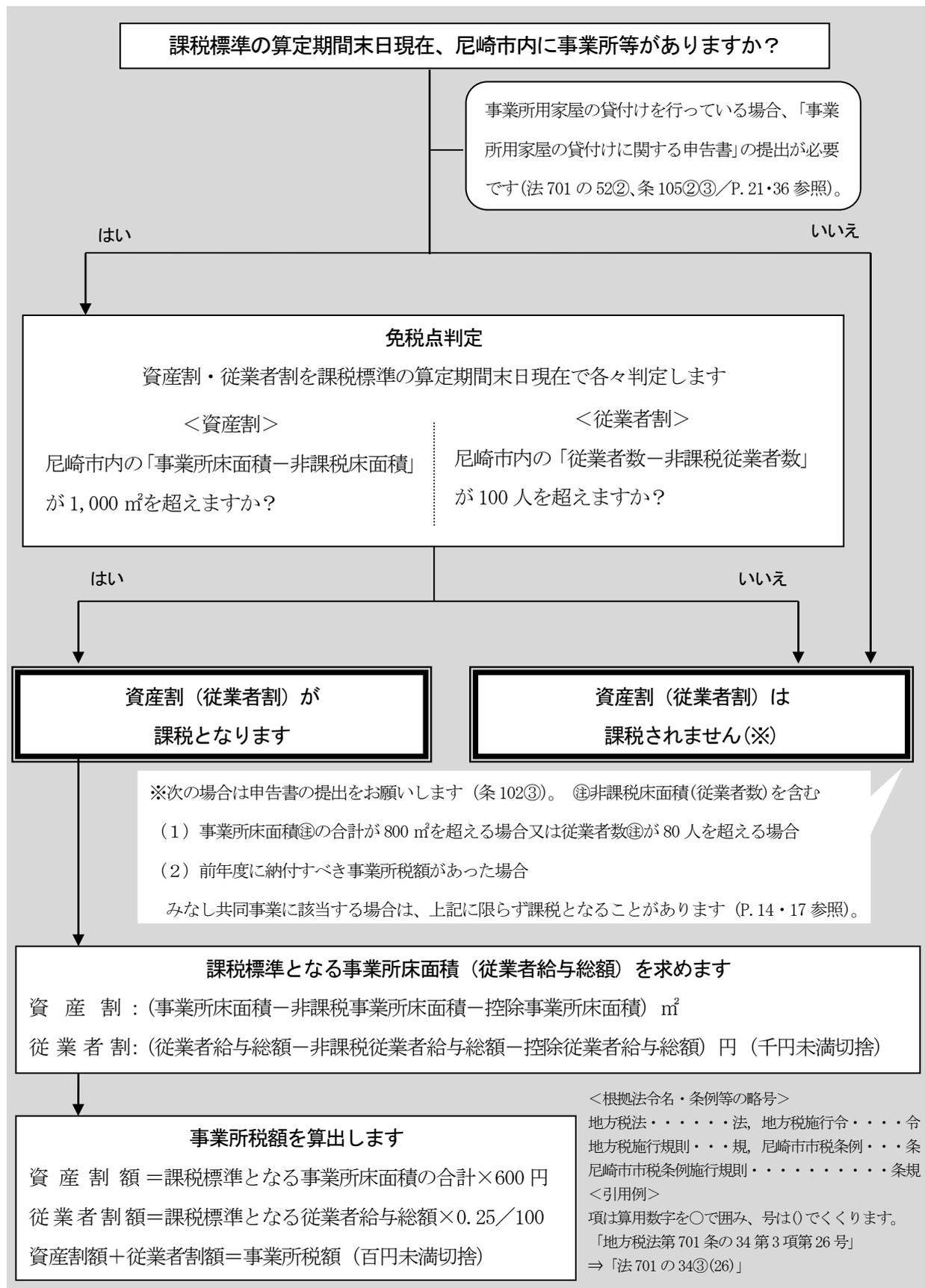
FAX 06-6489-6875

目 次

事業所税フローチャート	1
I 事業所税の概要	
1 創設の趣旨	2
2 用途	2
3 課税団体	2
4 構成	3
5 税額の算定方法	4
II 事業所税の仕組み	
1 分類	5
2 課税客体	5
3 納税義務者	5
4 課税標準	6
5 税率	13
6 免税点	13
7 非課税	15
8 課税標準の特例	15
9 休止施設	16
10 減免	16
11 みなし共同事業	17
12 申告納付期限	21
13 事業所用家屋の貸付けに関する申告書	21
14 事務所・事業所の新設・廃止申告書	21
15 修正申告・更正の請求	22
16 更正・決定	22
17 延滞金・加算金・過料	23
III 申告書等の記載例	27
IV 質疑応答集記載例	43

この「手引」は、令和5年4月1日現在の法令等に基づくものです。今後、法令等に改正があった場合には、改正後の法令等に基づき、お取り扱い頂きますようお願いいたします。

事業所税フローチャート



はじめに

本市の税務行政につきまして、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、事業所税の申告・納付の参考としていただくため、「事業所税の手引」を作成しましたので、ぜひ御一読のうえ、より一層の御理解と御協力をお願いします。

I 事業所税の概要

1 創設の趣旨

事業所税は、人口、企業の集中に伴う都市機能の低下に対処し、大都市地域等における都市環境の整備及び改善に必要な財源の確保を図るために創設された目的税で、尼崎市においても昭和50年10月1日から施行されました。

2 用途

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てなければならないとされています。

3 課税団体

事業所税の課税団体は、次のとおりです。(令和5年4月1日現在)

(1) 特別区の区域

東京都

(2) 指定都市 20市

札幌、仙台、さいたま、千葉、川崎、横浜、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市

(3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市 3市

川口、武蔵野、三鷹の各市

(4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市 5市

守口、東大阪、尼崎、西宮、芦屋の各市

(5) 人口30万以上の市で政令で指定する市 48市

旭川、秋田、郡山、いわき、宇都宮、前橋、高崎、川越、所沢、越谷、市川、船橋、松戸、柏、八王子、町田、横須賀、藤沢、富山、金沢、長野、岐阜、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、四日市、大津、豊中、吹田、高槻、枚方、姫路、明石、奈良、和歌山、倉敷、福山、高松、松山、高知、久留米、長崎、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

合計77団体

4 構成

事業所税は、資産割と従業者割で構成されており、それぞれの内容はおおむね次のとおりです。

区 分	資産割	従業者割
課税客体	事業所等で行われる事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う者（法人又は個人）	
課税標準の 算定期間	個人・・・ 1月1日～12月31日 法人・・・ 事業年度	
課税標準	算定期間末日現在における 事業所床面積(※1)	算定期間中に支払われた 従業者給与総額
免税点	尼崎市内の合計事業所床面積（非課 税床面積を除く）が1,000㎡以下は 課税されません(※2)	尼崎市内の合計従業者数（非課税従 業者数を除く）が100人以下は 課税されません(※2)
	免税点の判定は、資産割、従業者割それぞれ行います。	
税率	事業所床面積1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
徴収の方法	申告納付	
申告納付期限	個人・・・ 翌年3月15日 法人・・・ 事業年度終了日から2か月以内	

※1 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積となります。

※2 次の場合は申告書の提出が必要です（条102③）。

- (1) 事業所床面積の合計が800㎡を超える場合又は従業者数が80人を超える場合
- (2) 前年度に納付すべき事業所税額があった場合

II 事業所税の仕組み

1 分類

事業所税は、「資産割」と「従業者割」に分類されます。

2 課税客体

事業所税の課税客体は、事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において法人又は個人の行う事業です。 (法 701 の 32①、条 97①)

事業所等とは、自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所、店舗、工場はもとより、倉庫、材料置場、作業所、ガレージなどの家屋も含まれますが、人の居住用の部分は除かれます。

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供に係るすべての経済活動をいいます。

3 納税義務者

(法 701 の 32、法 701 の 33、条 97)

事業所税の納税義務者は、尼崎市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。事業を行う法人又は個人とは、事業所等を所有しているか否かを問わず、事実上、そこで事業を行っている者をいいます。また、単なる法律上の名義人たる事業主ではなく、当該事業所において実際に事業を行っている者をいいます。

(1) 共同事業

(法 10 の 2、令 56 の 51①、令 56 の 75①)

事業所等において、共同事業を行う共同事業者（(2)を除く）は、その事業について各々連帯納税義務を負います。各共同事業者の課税標準の算定及び免税点判定は、次により算定します。

なお、損益分配の割合が定められていない場合は、その者の出資額に応ずる額とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税標準となるべき} \\ \text{事業所床面積又は} \\ \text{従業者給与総額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{共同事業である事業を単独で} \\ \text{行うものとみなした場合の} \\ \text{事業所床面積又は} \\ \text{従業者給与総額} \end{array} \right) \times \left[\text{損益分配の割合} \right]$$

(2) 特殊関係者を有する場合のみなし共同事業

(法 701 の 32②、令 56 の 21、令 56 の 51②、令 56 の 75②、条 97②)

事業所等において、事業を行う者（納税義務者）の親族その他の関係にある個人又は同族会社などに該当する者を特殊関係者といい、その特殊関係者を有する者の事業と、特殊関係

者が行う事業が同一家屋内において行われている場合は、その特殊関係者の行う事業は、特殊関係者を有する者との行う共同事業とみなされ、各々連帯納税義務を負います。

詳しくは、P. 17「11 みなし共同事業」を参照してください。

(3) 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。したがって、貸ビル等の貸主は、当該貸付部分（空室部分を含む。）について、納税義務者とはなりません（※）。

※事業所用家屋の貸付けを行っている場合、「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」が必要です（法701の52②、P. 21・37参照）。

(4) 人格のない社団等

(法701の32③)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされ、納税義務者となります。

(5) 清算中の法人

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲において納税義務者となります。

4 課税標準

免税点を超える事業者は、資産割・従業者割の課税標準をそれぞれ算定します。（免税点については、P. 13「6 免税点」を参照してください。）

(1) 資産割

(法701の31①、法701の40、条98)

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における尼崎市内に所在する各事業所の合計事業所床面積です。

ア 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間とは、法人の場合にあつては事業年度であり、個人の場合にあつては個人に係る課税期間（原則として、その年の1月1日から12月31日までの期間、年の中途において事業の開始や廃止があつた場合には、その開始の日から12月31日まで又は1月1日からその廃止の日までの期間）です。

イ 事業所床面積

(法701の31①)

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積（不動産登記法上の面積又は固定資産税

家屋台帳床面積)をいいます。事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。したがって、不動産登記法の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登録されるべき建物をいいます。(未登記の物件も、課税対象となります。)

ウ 共用部分の計算

(令56の16)

事業所用家屋に廊下、階段、エレベーター室、冷暖房設備の機械室など、他の者と共同で使用する部分(以下「共用部分」といいます。)がある場合には、その共用部分の延べ面積を専ら事業所等の用に供する部分(以下「専用部分」といいます。)をあん分し、各事業所ごとに割り振った面積を専用部分の面積に加えたものが当該事業所床面積になります。

$$\left(\begin{array}{c} \text{自己の事業所} \\ \text{床面積} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{自己の専用} \\ \text{部分の床面積} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{共用部分の} \\ \text{合計床面積} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{自己の専用部分床面積} \\ \text{専用部分の合計床面積} \end{array} \right)$$

設例1 共用部分がある場合の事業所床面積の算出について

図のA事業所に係る事業所床面積は次のように算出します。

$$\text{Aの事業所床面積} = \text{A} + \text{G} \times \frac{\text{A}}{\text{A+B+C+D+E+F}}$$

エ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の算定

(法701の40)

法人の設立または解散等により、課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、次により算定します。ただし、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

個人 $\left(\begin{array}{c} \text{12月31日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{個人に係る課税期間} \\ \text{12} \end{array} \right)$

法人 $\left(\begin{array}{c} \text{事業年度末日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{事業年度の月数} \\ \text{12} \end{array} \right)$

オ 課税標準の算定期間の中途において、新設又は廃止した場合の月割計算 (法 701 の 40)
 課税標準の算定期間の中途において、新設又は廃止された事業所等がある場合には、当該課税標準となるべき事業所床面積は次により算定します。

ただし、算定期間の開始日に新設された事業所等は、新設とはなりません。

(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設した事業所等 (ウ)の事業所等を除く。

$$\left(\begin{array}{l} \text{算定期間末日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \left(\frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{算定期間末日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{算定期間の月数}} \right)$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等 (ウ)の事業所等を除く。

$$\left(\begin{array}{l} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \left(\frac{\begin{array}{l} \text{算定期間の開始の日の属する月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数の月数} \end{array}}{\text{算定期間の月数}} \right)$$

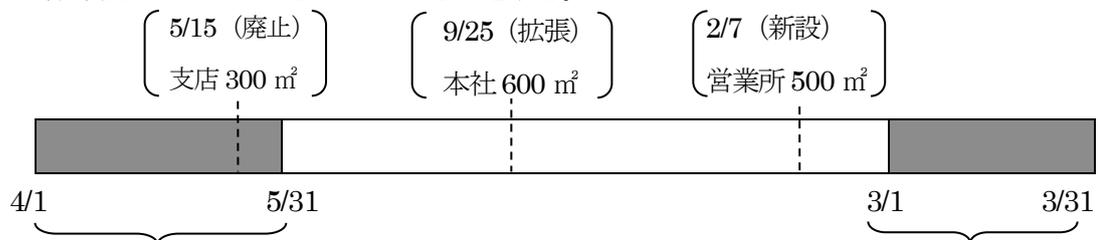
(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設し、算定期間の中途において廃止した事業所等

$$\left(\begin{array}{l} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \left(\frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{算定期間の月数}} \right)$$

設例 2 資産割の課税標準の算定について

立花町に本社 (1,000 m²) を有する A 社が、下の図のように新設・廃止・拡張を行った。

事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。



算定期間の月数は 2 月

算定期間の月数は 1 月

(算定期間の開始の月から廃止した月まで)

(新設した月の翌月から算定期間末日の月まで)

A 社の算定期間末日の課税標準となる事業所床面積は次のように算定します。

- ・本社 (拡張含む) …… (1,000 m² + 600 m²) × 12 月 / 12 月 = 1,600 m² (カ参照)
- ・【新設】 営業所 …… 500 m² × 1 月 / 12 月 = 41.66 m² (オ(ア)の計算式)
- ・【廃止】 支店 …… 300 m² × 2 月 / 12 月 = 50 m² (オ(イ)の計算式)

課税標準の事業所床面積は、1,691.66 m² となります。

カ 一の事業所等の床面積に変更があった場合

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間末日現在の事業所床面積であるため、年の中途において、一の事業所等内における事業所床面積の変更（拡張・縮小）は床面積の異動であるため、月割課税は行いません。

一の事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいいます。同一の構内にあれば経営主体が同一である限り一区画とみなし、一の事業所等になります。

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に、尼崎市内の各事業所等において従業者に支払われた従業者給与総額です。 (法 701 の 31、法 701 の 40①、令 56 の 17、条 98)

ア 従業者給与総額

従業者給与総額における給与とは、所得税法上の給与と意義を同じくするものです。

(ア) 従業者給与総額に含まれるもの

課税標準の算定期間中に、従業者に対して支払われた又は支払われるべき俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与、住居手当、扶養手当、所得税の取扱上課税とされる通勤手当、現物給与等が含まれます。 (法 701 の 31①(5))

(イ) 従業者給与総額に含まれないもの

年金、恩給、退職金、所得税の取扱上非課税とされる通勤手当等は含まれません。また外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で、所得税法上、給与等に該当しないものは含まれません。

イ 従業者

従業者とは、一般の従業者のほか役員、臨時従業者、出向者等も含まれます。

ただし、次の従業者は、従業者給与総額の算定上、従業者から除かれます。

(ア) 年齢 65 歳以上及び障害者

障害者及び年齢 65 歳以上の者（いずれも役員を除く。）は**非課税**として除かれます。

該当する場合は、非課税明細書（第 44 号様式別表 2）に記載してください。

(イ) 雇用改善助成対象者

従業者で年齢 55 歳以上 65 歳未満の者のうち、雇用保険法等に基づく国の雇用に関する助成に係る者がある場合には、その者に対して支払われた給与等の額の 2 分の 1 に相当する額は、従業者給与総額から**控除**されます。 (法 701 の 31①(5))

該当する場合は、課税標準の特例明細書（第 44 号様式別表 3）に記載してください。

(ウ) (ア) (イ) の判定は、免税点の判定においては、課税標準の算定期間の末日現在の現況によって判定します。従業者給与総額の計算においては、その者に対して給与等が支払われる時の現況によって判定します。 (法 701 の 31②)

＜表＞従業員割における従業員の取扱い

従業員		免税点の判定	課税標準
役員	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める
	無給の役員	従業員に含めない	
役員以外の65歳以上の者（注1）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
役員以外の障害者（注2）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
日々雇用等の臨時の従業員（アルバイト）		従業員に含める	従業員給与総額に含める
パートタイマー（注3）		従業員に含めない	従業員給与総額に含める
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める
保険の外交員		従業員に含める（事業所得のみを有する者を除く）	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
外国又は課税区域外への長期派遣出張（注4）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
派遣法に基づく派遣労働者（注5）		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める
雇用改善助成対象者（注6）		従業員に含めない	給与等に1/2を従業員給与総額に含める

（注1）「年齢65歳以上」について、（注6）のとおり、経過措置があります。

（注2）「障害者」とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる方をいいます。

（令56の17）

（注3）「パートタイマー」とは、勤務の状態によって判定され、一般的に雇用期間の長短ではな

く、当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。就業規則等で定められた1日の所定労働時間が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満であるものをいい、免税点判定における従業者の範囲から除きます。

なお、就業規則等に勤務時間の規定がなく、日々変動する場合には、免税点判定日(期末日)における実勤務時間で比較します。

(注4)「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

(注5)「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」のこと。派遣登録のみ(雇用契約なし)又は、課税市(尼崎市)以外へ派遣されている場合は、免税点判定に含めず、またその期間中に支払われ給与についても従業者給与総額から除きます。

なお、算定期間中に課税市内と課税市外の両方に派遣されていた場合は、免税点判定は算定期間末日の派遣状況により行います。

(注6)「雇用改善助成対象者」とは、年齢55歳以上65歳未満の従業者のうち、雇用保険法等に基づく国の雇用に関する助成に係る者で一定のもの(特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者、公共職業安定所長の指示により、作業環境に適応させるための訓練を受けた者等)です。

(令56の17の2)

なお、法人の申告者については、平成25年4月1日より前に開始する事業年度分、個人については、平成24年分までの申告について、下表のとおり、経過措置があります。

法人の事業年度又は個人の年分	高齢者の対象となる年齢	雇用改善助成対象者となる年齢
平成18年3月31日以後開始	60歳以上	55歳以上60歳未満
平成18年4月1日以後開始	62歳以上	55歳以上62歳未満
平成19年4月1日以後開始	63歳以上	55歳以上63歳未満
平成22年4月1日以後開始	64歳以上	55歳以上64歳未満
平成25年4月1日以後開始	65歳以上	55歳以上65歳未満

設例3 年齢65歳以上の者等の課税標準の算定について

事業年度を4月1日から3月31日とするB法人が、4月分(1日～30日)の給与等を5月15日に支給する際、5月1日時点で高齢者等に該当する従業員がいる場合、従業員の給与の計算の基礎となる期間(月給、週給等の期間)の末日の現況によって判定を行うため、4月30日時点では高齢者等に該当する従業員がいないため、5月分以降の給与等が控除対象です。



設例4 従業員割の課税標準の算定について

▼課税標準の算定期間末日における従業員数及び同期中に支払われた従業員給与総額

	従業員数	従業員給与総額	備考
本社	105人	5,500万円	
うち、非課税	6人	1,000万円	年齢65歳以上の従業員
支店	81人	4,300万円	
うち、1/2 控除	3人	300万円	雇用改善助成対象者
合計(従業員給与総額)	186人	9,800万円	
うち、非課税及び控除	9人	1,300万円	

従業員割の課税標準となる従業員給与総額は、年齢65歳以上の者に係る給与額の全部及び雇用改善助成対象者の給与額の2分の1の額を従業員給与総額から控除することとされているので、次のように算定します。

$$\left[\text{従業員給与総額} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{年齢65歳以上} \\ \text{従業員給与総額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{雇用改善助成対象者} \\ \text{給与総額(1/2 控除)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{課税標準となる} \\ \text{従業員給与総額} \end{array} \right]$$

$$9,800 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} = 8,650 \text{ 万円 (1,000 円未満切捨て)}$$

従業員割額は、課税標準となる従業員給与総額の100分の0.25で算定します。

$$86,500,000 \text{ 円} \times \frac{0.25}{100} = 216,200 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$$

5 税 率

(法 701 の 42、条 99)

資 産 割	事業所床面積 1 m ² につき 6 0 0 円
従業者割	従業者給与総額の 1 0 0 分の 0 . 2 5

6 免税点

(法 701 の 43①、条 100)

資 産 割	市内の合計事業所床面積（非課税事業所床面積を除く。）が 1 , 0 0 0 m ² 以下である場合には、課税になりません。
従業者割	市内の合計従業者数（非課税に係る従業者を除く。）が 1 0 0 人以下である場合には、課税になりません。

なお、免税点以下であっても、以下の①～③のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

(法 701 の 46③、条 102③)

- ① 前事業年度又は前年の個人に係る課税期間において、事業所税の納税義務があった場合
- ② 課税標準の算定期間末日現在において、市内に所在する事業所等の合計事業所床面積が 8 0 0 m²超の場合
- ③ 課税標準の算定期間末日現在において、市内に所在する事業所等の合計従業者数が 8 0 人超の場合

(1) 免税点の判定

(法 701 の 43③)

課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれ行います。したがって、資産割又は従業者割のいずれか一方が免税点を超える場合はその超えた方のみ課税され、両方が免税点を超える場合は資産割と従業者割の両方が課税されます。

設例 5 免税点の判定について

A社が、事業所床面積 1,500 m²（非課税面積 600 m²）、従業者数 90 人の場合、免税点判定は次のようになります。

資 産 割	$1,500 \text{ m}^2 - 600 \text{ m}^2 = 900 \text{ m}^2 < 1,000 \text{ m}^2$
従業者割	90 人 < 100 人

以上より、資産割と従業者割のどちらも免税点以下であるため、課税されません。ただし、事業所床面積が 800 m²超、従業者数が 80 人超であるため、申告する必要があります。

設例6 年度中途に事業所等を尼崎市外に移転した場合、又は別法人に独立させた場合

A社（本社は尼崎市外）が、市内にある支店（1,100 m²）を事業年度の中で、市外に移転した場合、又は独立させてB法人とした場合、A社のそれまでの事業所に対する課税は、次のようになります。



以上より、事業年度末において市内（課税区域内）に事業所がないことから、事業所用家屋の床面積がないことになり、課税されません。これは、免税点の判定が、課税標準の算定期間の末日の現況により行われるからです。

(2) みなし共同事業に係る免税点判定 (令 56 の 75②)

共同事業とみなされた事業に該当する事業所等について、各共同事業者の単独の事業として、特殊関係者を有する者の事業に係る事業所床面積又は従業者数に、特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して、免税点の判定を行います。

詳しくは、P.17「11 みなし共同事業」をご覧ください。

(3) 課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止した場合 (法 701 の 43③)

課税標準の算定期間の末日の現況により行います。そのため、免税点判定は、資産割の課税標準の算定と異なり、事業所床面積の月割計算は行いません。

(4) 従業者数に著しい変動がある場合 (法 701 の 43④、令 56 の 73)

課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動（課税標準の算定期間中の各月の末日の従業者数のうち、最大であるものの数が、最小であるものの数の2倍を超える場合）がある事業所等については、次の算式により得た数をもって従業者数とみなします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{従業者数} \\ \text{=} \\ \frac{\text{算定期間中の各月の末日における合計従業者数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \end{array} \right]$$

ただし、課税標準の算定期間の中途に廃止された事業所等は、該当しません。

7 非課税

事業所税の創設の趣旨、目的、性格から見て、事業所税を課税すべきではないと考えられる事業所等について、人的なものと用途による非課税の措置が講じられています。

詳しくは、「事業所税の手引（別冊）」の別表1に掲げて説明してあります。

非課税に該当する場合は、「非課税明細書」（第44号様式別表2）に記載してください。

新たに非課税の申告を行う場合又は変更がある場合は、図面や許可証等の資料を申告書に添付してください。

(1) 非課税の判定

非課税の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間（P.6「4 課税標準」参照）の末日の現況により行います。
(法701の34⑥)

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

(2) 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合 (令56の49)

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

8 課税標準の特例

事業所税の創設の趣旨、目的、性格から見て、事業所税を軽減すべきものと考えられる特定の事業所等について、人的なものと用途による課税標準の特例措置が講じられています。

詳しくは「事業所税の手引（別冊）」の別表2に掲げて説明してあります。

該当する場合は、課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）に記載してください。

新たに特例の申告を行う場合又は変更がある場合は、図面や許可証等の資料を申告書に添付してください。

(1) 課税標準の特例の判定

課税標準の特例の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間（P.6「4 課税標準」参照）の末日の現況により行います。
(法701の41③)

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

(2) 特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。(「7 非課税」(2)をご覧ください。)

9 休止施設

休止施設とは、事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前6月以上継続して休止していたと認められる施設をいいます。

明確に休止施設の部分の床面積が一定期間区画されていることが必要であり、現に操業は行っていない場合であっても、これらの業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでも操業ができ得る状態にあるような、いわゆる遊休施設、倉庫代わりに使用されている部屋等は休止施設に該当しません。

なお、免税点の判定は、休止施設の面積を含みます。

10 減免

事業所税の減免については、国の指導に基づき、地方税法上の非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、特別な事情があるものについて条例により減免することとしています。
(法701条の57、条106)

詳しくは、「事業所税の手引(別冊)」の別表3をご覧ください。

減免を受けようとする事業者は、「減免申請書」に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、納期限までに市長に提出する必要があります。

新たに減免の申請をする場合又は変更がある場合は、図面や許可証等の資料を申請書に添付してください。

(1) 減免の判定

減免に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間末日の現況により行います。

(2) 減免規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

減免規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。(P.15「7 非課税」(2)をご覧ください。)

11 みなし共同事業

「特殊関係者を有する者」の事業と「特殊関係者」の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ（みなし共同事業）、これらの者は連帯納税義務を負います。（法701の32②、令56の21、条97②）

(1) 免税点判定 (令56の75②)

ア 特殊関係者を有する者及び特殊関係者の判定

個人は、個人に係る課税期間の末日、法人は事業年度の末日の現況により判定します。

イ 特殊関係者を有する者

本来の事業に係る事業所床面積又は従業者数と、特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算した床面積又は人数で免税点判定を行います。

ウ 特殊関係者

本来の事業に係る事業所床面積又は従業者数について、単独で免税点判定を行います。

(2) みなし共同事業の適用

ア 同族会社

法人税法等に規定する会社の株主等の3人以下並びにその関係者で50%を超える株式数や出資金額を有している会社等をいいます。（法人税法2①(10)、法人税法施行令4）

イ 同一家屋

「同一家屋で行われている場合」とは、特殊関係者と特殊関係者を有する者又はその特殊関係者を有する者の他の特殊関係者の行う事業が同一家屋内で行われていることをいいます。

(3) 課税標準の算定 (令56の51②)

事業所税の課税標準は、特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされた場合であっても、その事業（特殊関係者の行う事業）を特殊関係者が単独で行うものとみなして、事業所床面積又は従業者給与総額を算定します。（損益分配の割合を乗じることは行いません。）

(4) みなし共同事業に関する明細書の記載について

みなし共同事業に該当する事業所等がある場合は、「みなし共同事業に関する明細書」に特殊関係者等の必要事項を記載し、申告書に添付し提出してください。

なお、申告者の課税標準の算定期間の末日の現況で記載してください。

＜ 特殊関係者の範囲 ＞

地方税法施行令 第56条の21①	特殊関係者	
1号	個人	判定対象者（注1）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹
2号	個人	1号に掲げる者以外の判定対象者の親族（6親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
3号	個人	1号、2号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭（注2）その他の財産により生計を維持しているもの
4号	個人	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（1号、2号に掲げる者を除く）及びその者と1～3号のいずれかに該当する個人
5号	個人	判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と上記1号～4号のいずれかに該当する関係がある個人
6号	法人	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社 ⇒【設例7：甲法人、乙法人、丙個人の子会社（A法人）が特殊関係者である場合】
7号	法人	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と上記1号～4号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（注3） ⇒【設例8：甲法人の子会社のA法人及びB法人が相互に特殊関係者である場合】

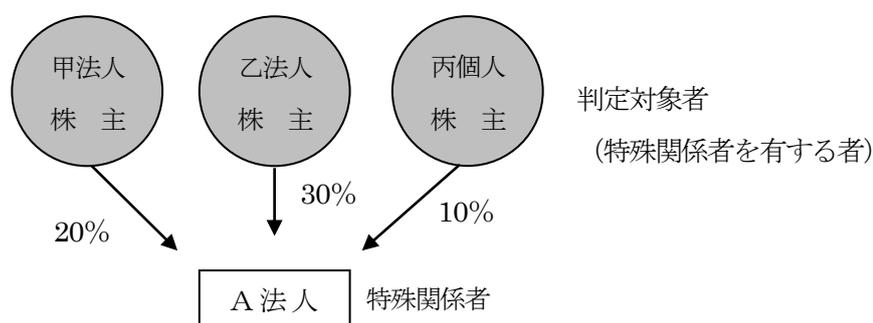
（注1）「判定対象者」とは、特殊関係者を有する者であるか判定をすべき者をいいます。

（令56の21①）

（注2）「特別の金銭」とは、給料、報酬等の役務又は物の提供の対価として受ける金銭以外で、対価なく、又は故無く対価以上に受ける金銭をいいます。

（注3）「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主等を他の同族会社の判定の基礎となる者とするとき、その株主等が他の同族会社の株主の50%超を保有していることをいいます。

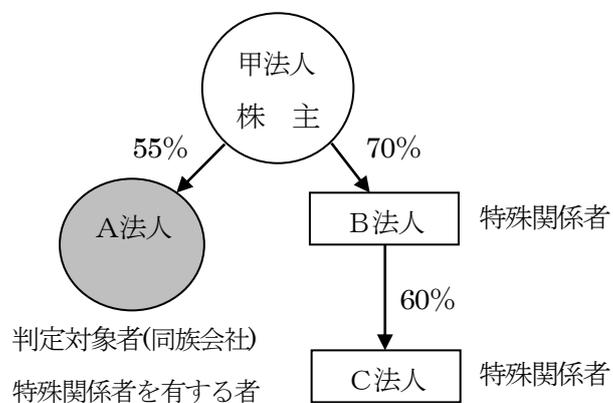
設例7 甲法人、乙法人、丙個人の子会社（A法人）が特殊関係者である場合



上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下の通りです。

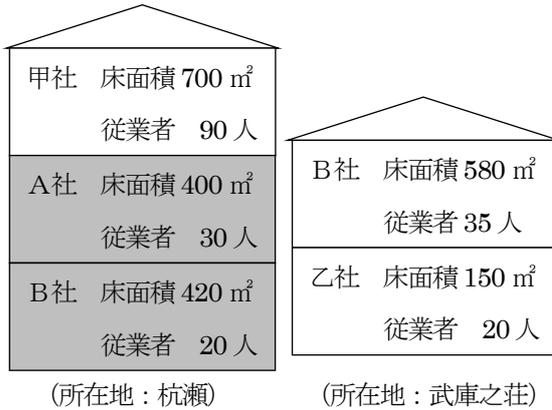
判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
甲法人	甲法人	A法人
乙法人	乙法人	
丙個人	丙個人	
A法人	A法人	丙個人

設例8 甲法人の子会社のA法人及びB法人が相互に特殊関係者である場合



判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
A法人	A法人	B法人、C法人
B法人	B法人	A法人
		C法人
C法人	—	—
甲法人	甲法人	A法人、B法人

設例9 みなし共同事業の免税点の判定及び課税標準



左記のとおり、甲社（本社の所在地は問いません）、A社とB社（いずれも甲社の子会社）、B社と乙社（甲社と別法人）が同一家屋内で事業を行っている場合は、次のとおりです。

- ・ 甲社にとって、A社及びB社が特殊関係者になります。
- ・ A社にとって、B社が特殊関係者になります。
- ・ B社にとって、A社が特殊関係者になります。

A社は特殊関係者（B社）を有する者になり、同一家屋内で行うB社の事業が共同事業とみなされます。同様に、B社は特殊関係者（A社）を有する者になり、同一家屋内で行うA社の事業が共同事業とみなされます。（上記の図の 部分の事業が共同事業とみなされます。）

		免税点の判定		課税標準の算定
甲社	資産割	$700 \text{ m}^2 + (400 \text{ m}^2) + (420 \text{ m}^2) = 1,520 \text{ m}^2$	免税点超	$700 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2$ を申告納付
	従業者割	$90 \text{ 人} + (30 \text{ 人}) + (20 \text{ 人}) = 140 \text{ 人}$	免税点超	90人分の従業者給与総額 $\times 0.25/100$ を申告納付
A社	資産割	$400 \text{ m}^2 + (420 \text{ m}^2) = 820 \text{ m}^2$	免税点以下	納税義務なし
	従業者割	$30 \text{ 人} + (20 \text{ 人}) = 50 \text{ 人}$	免税点以下	納税義務なし
B社	資産割	$(400 \text{ m}^2) + 420 \text{ m}^2 + 580 \text{ m}^2 = 1,400 \text{ m}^2$	免税点超	$(420 + 580 =) 1,000 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2$ を申告納付
	従業者割	$(30 \text{ 人}) + 20 \text{ 人} + 35 \text{ 人} = 85 \text{ 人}$	免税点以下	納税義務なし
乙社	資産割	150 m^2	免税点以下	納税義務なし
	従業者割	20人	免税点以下	納税義務なし

12 申告納付・期限

(法 701 の 45、条 101)

事業所税の徴収は、納税者が自ら課税標準や税額その他必要な事項を申告して納める申告納付の方法をとっており、その申告納付の期限は次のようになります。

(1) 法人の事業所税

(法 701 の 46①、条 102①(1))

各事業年度終了の日から 2 月以内に当該各事業年度に係る事業所税の申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければなりません。

(2) 個人の事業所税

(法 701 の 47、条 102①(2))

その年の翌年 3 月 15 日までに、個人に係る課税期間に係る事業所税の申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければなりません。

ただし、年の中途において事業を廃止した場合には、その事業の廃止の日から 1 月以内が申告納付期限となります。

(3) 申告義務

(法 701 の 46③、条 102③)

各課税標準の算定期間について、納付すべき事業所税額がない法人又は個人であっても次の場合に該当するときは、申告期限までに申告書を市長に提出しなければなりません。

ア 当該各課税標準の算定期間の前課税標準の算定期間について、納付すべき事業所税額があった場合。

イ 当該各課税標準の算定期間の末日において、事業所床面積の合計面積が 800 m²を超える場合又は従業者の数が 80 人を超える場合。

13 事業所用家屋の貸付けに関する申告書

(法 701 の 52②、条 105②・③)

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、次に該当する場合、異動日の属する月の翌月の末日までに、事業所用家屋の貸付けに関する申告書を市長に提出しなければなりません。

- (1) 事業所用家屋を新たに貸し付けることとなった場合
- (2) (1)の申告内容に異動が生じた場合

14 事務所・事業所の新設・廃止申告書

(法 701 の 52①、条 105①)

尼崎市において、事業所等を新設又は廃止した者は、当該事業所等の新設又は廃止の日から 2 月以内に事業所等の新設（廃止）に関する申告書を市長に提出しなければなりません。

15 修正申告・更正の請求

(1) 修正申告

(法701の49②、条104②)

すでに確定した課税標準額又は税額が過少であったため不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく、法定納期限から5年以内の申告について、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

(2) 更正の請求

(法20の9の3)

申告書に記載した課税標準額又は税額の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、法定納期限から5年以内限り更正の請求ができます。

16 更正・決定

(1) 更正

(法701の58①③)

事業所税の申告書又は修正申告書の提出があった場合において、当該申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正します。また、更正・決定をした課税標準額又は税額について過不足があることを知ったときも、その調査によってこれを更正します。

(2) 決定

(法701の58②)

事業所税の申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査によって申告すべき課税標準額及び税額を決定します。

17 延滞金・加算金・過料

(1) 延滞金

(法 701 の 59②、法 701 の 60、法附則 3 の 2①)

更正又は決定により不足税額がある場合や、納期限後に納付する場合には、当該税額に、事業所税の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金を徴収します。

ア 延滞金の計算方法

本税(追徴額) (千円未満切捨て) × 延滞金率 × 日数 / 365 = 延滞金 (百円未満切捨て)

延滞金の割合表 (特例基準割合適用後)		
期間 (1月1日から12月31日まで)	A (ア)(イ)(ウ)の期間 (年率)	B Aの翌日から納付日 (年率)
平成 29 年	2.7	9.0
平成 30 年から令和 2 年まで	2.6	8.9
令和 3 年	2.5	8.8
令和 4 年から	2.4	8.7

(ア) 期限内申告の場合

法定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(イ) 期限後申告の場合 (修正申告を含む)

納期限(当該申告書提出日)までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(ウ) 更正・決定の場合

指定納期限(更正・決定の通知をした日から1月を経過する日)までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間

ウ 延滞期間が複数年に渡る場合

各年毎に延滞金を算出(一円単位)し、各年を合計した額 (百円未満切捨て)

エ 延滞金を徴収しない場合

(法 20 条 4 の 2②、法 20 条 4 の 2⑤)

(ア) 本税(追徴額)が2,000円未満

(イ) 計算した延滞金が1,000円未満

計算例 申告すべき税額が120万円の方が、法廷納期限がR5.5.31のところを、R5.11.30に納付した場合

延滞金の算定	延滞金の額
1,200,000円 × 183日 / 365日 × 2.4% = 14,439円	14,400円

(2) 加算金

ア 過少申告加算金

(法 701 の 61①)

期限内申告(※1)において、更正又は修正申告があった場合には、増加した税額（以下「対象不足税額等」という）の10%を過少申告加算金として徴収します。

ただし、対象不足税額等が、期限内申告に係る税額又は50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その超える部分について15%(5%加算)の過少申告加算金を徴収します。

なお、修正申告が自主申告の場合(更正があるべきことを予知してされたものでないとき)は過少申告加算金を徴収しません。

計算例1 申告すべき税額が200万円の方が、期限内に80万円の申告納付をしたのち、不足税額120万円の修正申告をした場合

	過少申告加算金の算定	過少申告加算金の額
更正があることを予知した修正申告の場合	・ 80万円 (※) までの部分 $800,000 \text{円} \times 10\% = 80,000 \text{円}$ ・ 80万円 (※) を超える部分 $400,000 \times 15\% = 60,000 \text{円}$	140,000 円
更正があることを予知することなく、自主的に修正申告した場合	— (徴収しません)	—

※当初申告の税額(80万円) > 50万円となり、80万円を超える部分に5%加算。

計算例2 申告すべき税額が120万円の方が、期限内に100万円の申告納付をしたのち、不足税額20万円の修正申告をした場合

	過少申告加算金の算定	過少申告加算金の額
更正があることを予知した修正申告の場合	$200,000 \text{円} \times 10\% = 20,000 \text{円}$ (※)	20,000 円
更正があることを予知することなく、自主的に修正申告した場合	— (徴収しません)	—

※当初申告の税額(100万円) > 50万円となるが、対象不足税額等が100万円を超えていないため加算はなし。

イ 不申告加算金

(法 701 の 61、令 56 の 80)

次のいずれかに該当する場合には、申告、決定又は更正により納付すべき税額に以下の割合を乗じた不申告加算金を徴収します(※2)。

- (ア) 期限後申告又は決定があった場合
- (イ) 期限後申告があった後において修正申告又は更正があった場合
- (ウ) 決定があった後において修正申告又は更正があった場合

納付すべき金額	不申告加算金の割合
50万円以下の部分に相当する金額	15%
50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額	20%
300万円を超える部分に相当する金額	30% (※3)

なお、期限後申告又は期限後申告後に係る修正申告があった場合において、その申告が自主申告の場合(更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないとき)は5%の不申告加算金を徴収します(※3)。

【不申告加算金に係る加重措置(10%加算)について】

次のいずれかに該当するときは、不申告加算金の割合に10%が加算され、納付すべき税額の25% (「50万円超え300万円以下」の部分については30%、「300万円超」の部分については40% (※4))の不申告加算金を徴収します。

- 1 期限後申告、修正申告又は更正若しくは決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、事業所税について、不申告加算金(更正又は決定があることを予知されたものではない自主申告は除く)又は重加算金(以下「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるとき。
- 2 期限後申告、修正申告又は更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度の事業所税の申告において、不申告加算金若しくは重加算金(不申告加算金に代えて科されるものに限る)(以下「特定不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認めるとき。

計算例 申告すべき税額が120万円の方が、期限後申告した場合

	不申告加算金の算定	不申告加算金の額
決定があることを予知した期限後申告の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円までの部分 500,000円×15%=75,000円 ・ 50万円を超える部分 700,000円×20%=140,000円 	215,000円
決定があることを予知していない、自主的な期限後申告の場合	1,200,000円×5%=60,000円	60,000円

ウ 重加算金

(法 701 の 62、令 56 の 81)

過少申告加算金又は不申告加算金に該当する場合において、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、過少申告加算金額に代えて 35%の重加算金額を、不申告加算金額に代えて 40%の重加算金額を徴収します。

【重加算金に係る加重措置(10%加算)について】

次のいずれかに該当するときは、重加算金の割合に 10%が加算されます。

- 1 重加算金の対象となる期限後申告、修正申告又は更正若しくは決定があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、事業所税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるとき。
- 2 重加算金の対象となる期限後申告、修正申告又は更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度の事業所税の申告において、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金に係る決定をすべきと認めるとき。

計算例 200万円納付税額があるが、期限内に80万円しか申告納付していなかったとき、税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて修正申告した場合

過少申告加算金に代えて科される重加算金の算定	過少申告加算金に代えて科される重加算金の額
1,200,000 円×35%=420,000 円	420,000 円

計算例 申告すべき税額が120万円の方が、税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて期限後申告した場合

不申告加算金に代えて科される重加算金の算定	不申告加算金に代えて科される重加算金の額
1,200,000 円×40%=480,000 円	480,000 円

※1…期限後申告においても、次のいずれかに該当する場合は同様に取扱います。

- ・ 正当な理由があると認められる場合
- ・ 自主申告の場合において、提出の意思があり(※5)、かつ、申告書の提出期限から 1 ヶ月以内に行われたもの

※2…申告が期限後となったことについて、正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

※3…自主申告の場合において、提出の意思があり(※5)、かつ、申告書の提出期限から 1 ヶ月以内に行われたものは適用しない。

※4…300万円を超えることについて、納税者の責めに帰する事由がない場合は、適用しない。

※5…次のいずれにも該当する場合とする(令 56 の 80)。

(1)申告書の提出があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、事業所税について、不申告加算金又は重加算

金を課されたことがない場合であって、不申告加算金を徴収しない規定の適用を受けていないとき。

(2)(1)に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合、当該納付すべき税額に係る事業所税の納期限

ロ 市町村長が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申し出を受けていた場合
当該申告書の提出があった日

(3) 過料 (法 701 条の 49②、法 701 条の 54、条 104 条②、条 105 条②)

正当な理由なく、申告書（第 4 4 号様式、事業所用家屋の貸付けに関する申告書等）の提出期限までに提出しなかった場合においては、100,000円以下の過料が科される場合があります。

Ⅲ 申告書等の記載例

次の設例に基づき、申告書等の記載例を示しました。

尼崎商事株式会社(家具物品販売業、事業年度：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(1) 本店 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目〇番〇号

① 事業所床面積 1,440 m² (うち、食堂及び娯楽室 30 m²)

なお、以下の表のとおり、本店は貸ビル (Bビル) を賃貸し事業を行っている。

Bビルの所有者	B不動産株式会社 (所在地) 神戸市中央区下山手通5丁目〇-〇			
借 家 人	尼崎商事(株)	C食品(株)	(株)D商業	
専 用 部 分	1,200 m ²	1,400 m ²	1,400 m ²	計 4,000 m ²
共 用 部 分	240 m ²	280 m ²	280 m ²	計 800 m ²

② 従業者給与総額等

ア 従業者給与総額 (従業者数 140 人) 493,873,000 円

イ アのうち 65 才以上の従業者 (5 人) 18,515,400 円

(2) 大島支店 (所在地) 尼崎市大島3丁目〇番〇号

① 事業所床面積 760 m² (うち、食堂及び娯楽室 20 m²)

(参考「事業所税の手引 (別冊)」別表1 非課税の範囲)

③ 従業者給与総額等

ア 従業者給与総額 (従業者数 24 人) 90,378,200 円

イ アのうち食堂職員 (3 人) 及び身体障害者 (13 人) 60,695,000 円

(3) 倉庫 (所在地) 尼崎市稲葉元町3丁目〇

事業所床面積 1,600 m²

なお、この倉庫のうち 864.20 m²が、地方税法第 701 条の 57 及び尼崎市市税条例第 106 条の減免の範囲に該当している。(参考「事業所税の手引 (別冊)」別表 3 減免の範囲)

その他、98.40 m²が休止施設 (P.16) に該当している。

(4) 園田支店 (所在地) 尼崎市東園田町5丁目〇

① 事業所床面積 450.84 m² なお、この支店は令和4年7月20日に廃止している。

② 従業者給与総額 (従業者数 20 人) 39,523,160 円

それぞれの合計床面積を記載します。

⑦ 課税標準の算定期間が12月未満の場合は、①-③-⑤の床面積に算出した床面積に算定期間の月数÷12を乗じて得た床面積を記載します。(月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)

⑧ 各事業所等の床面積(算定期間が12月未満の場合は⑦に準じて算出した床面積)に次の割合を乗じて得た床面積の合計を記載します。

(7) 算定期間の中途において新設された事業所等((ウ)を除く)

$$(2)-(4)-(6) \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(4) 算定期間の中途において廃止された事業所等((ウ)を除く)

$$(2)-(4)-(6) \times \frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(4) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$$(2)-(4)-(6) \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

⑨ ⑦及び⑧の合計床面積を記載します。

⑩ ⑨の床面積に税率の600円を乗じて得た額を記載します。

⑪ 修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した資産割額を記載します。

(11) 従業者割

⑫ 「別表1 事業所等明細書」の「従業者給与総額オ」の合計を記載します。

⑬ 「別表2 非課税明細書」の「非課税従業者給与総額ウ」の合計を記載します。

⑭ 「別表3 課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額カ」の合計を記載します。

⑮ ⑫-⑬-⑭の額を記載します(1,000円未満切捨て)。

⑯ ⑮の従業者給与総額に税率100分の0.25を乗じて得た額を記載します(1円未満切捨て)。

⑰ 修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した従業者割額を記載します。

⑱ ⑩の資産割額と⑯の従業者割額の合計を記載します(100円未満切捨て)。

⑲ ⑪の既に納付の確定した資産割額と⑰の既に納付の確定した従業者割額の合計を記載します(100円未満切捨て)。

(12) この申告により納付すべき事業所税額

⑳ ⑱の額から⑲の額を差し引いた額を記載します。

なお、減免申請書等がある場合は、備考欄に減免額と納付額を記載してください。

2 事業所等明細書（第44号様式別表1）の記載例

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間	令和 2 年 4 月 1 日から	整理番号	事務所	区分	照会番号	申告区分
		1 算定期間を通じて使用された事業所等		令和 3 年 3 月 31 日まで					12345678901	第四十四号様式別表一
		2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等								
						氏名又は名称	尼崎商事 株式会社			
						人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
※ 明細区分 処理事項	事業所等の名称	所在地及びビル名	専用床面積	事業所床面積	使用した期間(平成年月日)	従業者数	従業者給与総額			
			⑦					⑧		
	事業所用家屋の所有者	住所・氏名	⑨	(⑦+⑧) ⑩	同上的月数	⑪	⑫			
	①	本店	東七松町1丁目○番○号	1,200.00	2・4・1 から	人	円			
	②	神戸市中央区下山手通5丁目○号			3・3・31 まで					
	計	B不動産 株式会社	240.00	1,440.00	12 月	140	493,873,000			
	①	大島支店	大島3丁目○番○号	760.00	2・4・1 から	人	円			
	②	東七松町1丁目○番○号			3・3・31 まで					
	計	尼崎商事 株式会社		760.00	12 月	24	90,378,200			
	①	倉庫	稲葉元町3丁目○	1,600.00	2・4・1 から	人	円			
	②	東七松町1丁目○番○号			3・3・31 まで					
	計	尼崎商事 株式会社		1,600.00	12 月					
	①									
	②									
	計			3,800.00	月	164	584,251,200			
	①	園田支店	東園田町5丁目○	450.84	2・4・1 から	人	円			
	②	東七松町1丁目○番○号			2・7・20 まで					
	計	尼崎商事 株式会社		450.84	4 月	20	39,523,160			
	①									
	②									
	計			450.84	月	20	39,523,160			
	①									
	②									
	計									
	①									
	②									
	計									

(1) 明細区分 事業所等が算定期間を通じて使用されたものを1、事業所等が算定期間の中途において新設または廃止されたものを2とし、該当する項目を○で囲んでください。

なお、明細区分2の事業所床面積は月割計算後の床面積ではなく、それぞれの事業所等の月割計算前の床面積を記載してください。

(2) 専用床面積 ⑦の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ床面積を記載してください。(1平方メートルの100分の1未満切捨て)

(3) 共用床面積 ⑧の欄は、専用床面積に対応する「別表4 共用部分の計算書」の「事業所床面積となる共用床面積⑥」を記載してください。

(4) 事業所床面積 ⑩の欄は、「専用床面積⑦」と「共用床面積⑧」の合計を記載してください。

なお、家屋の一棟全て使用している場合等で共用床面積がない場合は、「共用床面積⑧」の記載は必要ありません。明細区分1の「事業所床面積⑩」の合計が申告書①の欄に、明細区分2の「事業所床面積⑩」の合計が申告書②の欄に該当します。

(5) 同上の月数

① 算定期間の中途において新設された事業所等 (③を除く)

当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数

② 算定期間の中途において廃止された事業所等 (③を除く)

当該算定期間の開始の日の属する月から当該事業所の廃止の日の属する月までの月数

③ 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

(6) **従業者数** ㊥の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（障害者、高齢者及び非課税従業者を含む。）を記載してください。

ただし、当該算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等（※）については、次の計算式により算出した数値を記載してください。なお、1人未満の端数は切り捨ててください。

従業者数＝当該算定期間の各月末日現在における従業者の合計／当該算定期間の月数

また、この計算をする場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。

※ 従業者数に著しい変動がある事業所等：当該算定期間の各末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が、最小の従業者数の2倍を超える事業所等をいう（中途廃止を除く。）。

(7) **従業者給与総額** オの欄は、算定期間中に支払われた又は支払われるべき俸給、給与、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額を記載してください。「別表2 非課税従業者給与総額㊦」の欄及び「別表3 課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額㊧」の欄の金額も含みます。

明細区分1と明細区分2の「従業者数㊥」と「従業者給与総額㊦」の合計を区分ごとにそれぞれ記載してください。申告書㊨欄は、明細区分1と明細区分2の㊦の合計となります。

3 非課税明細書（第4号様式 別表2）

非課税明細書		算定期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	整理番号	事務所	区分	照会番号	申告区分	
				氏名又は 名称 尼崎商事 株式会社		1234567890123			
事業所等の名称		本店		事業所等の所在地					東七松町1丁目〇番〇号
非課税の内訳		資産割		従業員割					
		非課税床面積	⑦	非課税従業員数	⑧	非課税従業員給与総額		⑨	
法第701条の34第	3	項第	26	号該当	30.00	人		円	
法第701条の34第		項第		号該当		人		円	
法第701条の34第		項第		号該当		人		円	
障害者・		65		歳以上の従業員		5	18,515,400	円	
合		計			30.00	5	18,515,400	円	
事業所等の名称		大島支店		事業所等の所在地					大島3丁目〇番〇号
非課税の内訳		資産割		従業員割					
		非課税床面積	⑦	非課税従業員数	⑧	非課税従業員給与総額		⑨	
法第701条の34第	3	項第	26	号該当	20.00	3	11,500,000	円	
法第701条の34第		項第		号該当		人		円	
法第701条の34第		項第		号該当		人		円	
障害者・		65		歳以上の従業員		13	49,195,000	円	
合		計			20.00	16	60,695,000	円	
非課税事業所床面積等の合計					50.00	21	79,210,400	円	

- (1) **非課税の内訳** 該当する条項を記載してください。（参考：「事業所税の手引（別冊）」別表1）
- (2) **非課税床面積** ⑦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載してください。（1平方メートルの100分の1未満は切捨て。）
- ただし、当該事業所等について、「別表4 共用部分の計算書」を添付する場合は、その共用部分に係る非課税床面積については記載しないでください。また、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所の非課税床面積について、**月割計算前**の床面積を記載してください。
- なお、非課税床面積を新たに申告する場合又は変更する場合等は、図面等を添付してください。
- (3) **非課税従業員数** ⑧の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における、非課税に係る従業員数を該当項目ごとに記載してください。
- (4) **非課税従業員給与総額** ⑨の欄は、算定期間中に支払われた非課税に係る給与等の該当項目ごとに記載してください。
- (5) **障害者・（ ）歳以上の従業員** 障害者及び高齢者の従業員（役員を除く）について、「従業員数」と「給与総額」を記載してください。（ ）内には該当する年齢を記載してください。
- (6) **非課税床面積の合計** ⑦の欄の非課税事業所床面積の合計を記載してください。申告書③又は④の欄に該当します。
- (7) **非課税従業員給与総額の合計** ⑨の欄の非課税従業員給与総額の合計を記載してください。申告書⑬欄に該当します。

4 課税標準の特例明細書（第4号様式 別表3）

課税標準の特例明細書			算定期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	整理番号	事務所区分	照会番号	申告区分		
事業所等の名称 大島支店			事業所等の所在地 大島町3丁目番〇号						第四十四号様式別表三	
課税標準の特例内訳	資産		産割		従業者割		者割			
	課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 ㊲	課税標準の特例適用対象 ㊳	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 ㊴	控除 ㊵	控除 ㊶		
法第701条の41第2項第2号該当	543.21	1/2	271.60	㊳	㊴	㊵	㊶	円		
法第701条の41第1項第1号該当	(1)			(5)			(6)	円		
	(2)							円		
雇用改善助成対象者						1/2		円		
合計	543.21		271.60					円		
事業所等の名称 倉庫			事業所等の所在地 稲葉元町3丁目〇							
課税標準の特例内訳	資産		産割		従業者割		者割			
	課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 ㊲	課税標準の特例適用対象 ㊳	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 ㊴	控除 ㊵	控除 ㊶		
法第701条の41第1項第1号該当								円		
法第701条の41第1項第2号該当								円		
休止面積	(3)		98.40					円		
雇用改善助成対象者						1/2		円		
合計								円		
控除事業所床面積の合計			(4)	370.00	控除従業者給与総額の合計			(8)	円	

- (1) **課税標準の特例内訳** 該当する条項を記載してください。（参考：「事業所税の手引（別冊）」別表2）
- (2) **課税標準の特例適用対象床面積** ㉞の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください（注：月割計算前の床面積を記載してください。）。申告書㉞又は㉟欄に該当します。㉟の欄は、㉞の欄に㉟の控除割合を乗じ、1平方メートルの100分の1未満を切り捨てた数値を記載してください。
- (3) **休止面積** 休止面積に該当する場合、空欄に「休止面積」と記載し、㉞の欄に床面積を記載してください。申告書㉟欄に該当します。（詳しくは、P.16「9 休止施設」をご覧ください。）
- (4) **控除事業所床面積の合計** ㉟の欄の控除事業所床面積の合計を記載してください。
- (5) **課税標準の特例適用対象従業者給与総額** ㊳の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（「控除割合㉟」による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
- (6) **控除従業者給与総額** ㊴の欄は、㊳の欄に㉟の控除割合を乗じた額を記載してください（1円未満切捨て）。
- (7) **雇用改善助成対象者** 雇用改善助成対象者に係る給与等がある場合にも、(4)及び(5)と同様に記載してください。
- (8) **控除従業者給与総額の合計** ㊴の欄の控除従業者給与総額の合計を記載してください。申告書㊴欄に該当します。

5 共用部分の計算書（第44号様式 別表4）

この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第44号様式別表1に添付してください。そのため、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要はありません。

共用部分の計算書		算定期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	整理番号	事務所	区分	照会番号	申告区分
							12345678901	
		氏名又は 個人番号又は 法人番号	尼崎商事 株式会社					
			1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					
※	事業所等の名称	本店		事業所等の所在地	東七松町1丁目〇番〇号			
専用部分の延べ面積	①	4,000.00	③ の 内 訳		⑦			
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	1,200.00	消防設備等に係る共用床面積		⑦			
非課税に係る共用床面積	③		防火に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積		①	
③以外の共用床面積	④	800.00			2分の1が非課税となる共用床面積		⑦	
共用床面積の合計（③+④）	⑤	800.00	⑦～⑧以外の非課税に係る共用床面積		⑨			
事業所床面積となる共用床面積	⑥	$4 \times \frac{2}{1}$	合 計（⑦～⑨）		⑩			
※	事業所等の名称			事業所等の所在地				
専用部分の延べ面積	①		③ の 内 訳		⑦			
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積		⑦			
非課税に係る共用床面積	③		防火に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積		①	
③以外の共用床面積	④				2分の1が非課税となる共用床面積		⑦ (×1/2)	
共用床面積の合計（③+④）	⑤		⑦～⑧以外の非課税に係る共用床面積		⑨			
事業所床面積となる共用床面積	⑥	$4 \times \frac{2}{1}$	合 計（⑦～⑨）		⑩			

(1) **事業所等の名称** 「別表1 事業所等明細書」で、共用床面積を記載した事業所等の名称を記載してください。

(2) ① 上記1で記載した事業所等の家屋床面積全体の専用部分（共用部分以外の部分）の面積のみ記載してください。

② ①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載してください。なお、この専用床面積は、「別表1 事業所等明細書」の「専用床面積⑦」の欄と一致するよう記載してください。

③ ⑨の欄の数値を記載してください。

(3) ⑦、①及び⑧の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。

また、⑦～⑩に記載がある場合は、「事業所税の手引（別冊）」別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

⑦ 共用床面積のうち令第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載してください。

① 共用床面積のうち令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に

に係る床面積を記載してください。

- ㊦ 共用床面積のうち令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。
- ㊧ 共用床面積のうち、㊦、㊥及び㊤以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

6 みなし共同事業に関する明細書

申告者の課税標準の算定期間の末日の現状で「みなし共同事業」に該当する事業所等がある場合「みなし共同事業」に係る特殊関係者等の必要事項を記載して申告書とあわせて提出してください。
 なお、この「みなし共同事業」に係る部分は共同事業者が連帯納税義務を負うことになります。

(「事業所税の手引き」P. 20「設例9」における甲社の場合)

算定期間		※ 処理事項		整理番号	事務所	区分	照会番号	申告区分
令和 2 年 4 月 1 日から		氏名又は名称		12345678901				
令和 3 年 3 月 31 日まで		甲 株式会社						

みなし共同事業の対象となる事業所用家屋	所在地	対象家屋の床面積の内訳	専用床面積(m ²)		共用床面積(m ²)		合計床面積(m ²)	
			1 共同事業の使用する部分 (うち非課税の対象となる部分)	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²	
(1) 杭瀬本店	所在地: 尼崎市杭瀬北新町5-5	1 共同事業の使用する部分	1300.00m ²	220.00m ²	1520.00m ²			
		2 共同事業以外の使用する部分	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²			
		1+2(合計)	1300.00m ²	220.00m ²	1520.00m ²			

区分	事業所等の内訳	資産割		区分	事業所等の内訳	資産割			
		事業所床面積	従業者数			事業所床面積	従業者数		
特殊関係者を有する者	(3) みなし共同事業に係る事業所等	事業所等の規模	700.00 m ²	90 人	4	氏名又は名称	事業所等の規模	m ²	人
		非課税	0.00 m ²	0 人			住所又は所在地	非課税	m ²
	市内のその他の事業所等の合計	事業所等の規模	0.00 m ²	0 人	5	氏名又は名称	事業所等の規模	m ²	人
		非課税	0.00 m ²	0 人			住所又は所在地	非課税	m ²
特殊関係者	1 氏名又は名称 A 株式会社	事業所等の規模	400.00 m ²	30 人	6	氏名又は名称	事業所等の規模	m ²	人
		非課税	0.00 m ²	0 人			住所又は所在地	非課税	m ²
	2 氏名又は名称 B 株式会社	事業所等の規模	420.00 m ²	20 人	(5) (A) 事業所等の規模	1520.00 m ²		140 人	
		非課税	0.00 m ²	0 人		(B) 非課税床面積(従業者数)	0.00 m ² 0 人		
	(4) 住所又は所在地	事業所等の規模	m ²	人		(A)-(B) 課税標準となる床面積(従業者数)	m ² 人		
		非課税	m ²	人		※資産割は1,000m ² を超えると課税 ※従業者割は100人を超えると課税		1520.00	140

- (1) 所在地 みなし共同事業に該当する建物の所在地を記載してください。
- (2) 対象家屋の床面積の内訳 (1)に該当する家屋の床面積を記載してください。
- (3) 特殊関係者を有する者 特殊関係者を有する者のみなし共同事業に係る事業所等の事業所床面積と従業者数を記載してください。「市内のその他の事業所等の合計」欄は、その他の事業所等においても、みなし共同事業に係る事業所等がある場合は、それらについても合算してください。
- (4) 特殊関係者 みなし共同事業に係る特殊関係者の「氏名又は名称」及び「住所又は所在地」と、対象家屋の「事業所床面積」及び「従業者数」を記載してください(参考P17「1.1. みなし共同事業」)。
- (5) 免税点の判定合計 特殊関係者を有する者及び特殊関係者の「事業所床面積」及び「従業者数」を合計してください。資産割は1,000 m²超、従業者割は100人超の場合に課税となり、申告納付が必要です。

7 事業所税領収証書・事業所税納付書・事業所税領収済通知書

01170-0-960174番 尼崎市会計管理者 公	01170-0-960174番 尼崎市会計管理者 公	J2021 01170-0-960174番 尼崎市会計管理者 公
市町村コード 282022 兵庫県 尼崎市 事業所税領収証書	市町村コード 282022 兵庫県 尼崎市 事業所税納付書	市町村コード 282022 兵庫県 尼崎市 事業所税領収済通知書
納税者(所在地・住所及び名称・氏名) 尼崎市東七松町1丁目〇番〇号 尼崎商事 株式会社		
様		
税目 年度 通知書番号 申告区分 帳票 08 R03 1234567890 01当初 53	税目 年度 通知書番号 申告区分 帳票 08 R03 1234567890 01当初 53	税目 年度 通知書番号 申告区分 帳票 08 R03 1234567890 01当初 53
事業年度又は課税期間 R02・04・01 ~ R03・03・31		
税 額 3 2 2 0 2 0 0 円	税 額 3 2 2 0 2 0 0 円	税 額 3 2 2 0 2 0 0 円
延滞金	延滞金	延滞金
督促手数料	督促手数料	督促手数料
加算金	加算金	加算金
合計額 3 2 2 0 2 0 0 円	合計額 3 2 2 0 2 0 0 円	合計額 3 2 2 0 2 0 0 円
納期限 令和3年5月31日 領収日付印	納期限 令和3年5月31日 領収日付印	納期限 令和3年5月31日 領収日付印
上記のとおり領収しました。 (納税者保管) ○ この納付書は、3枚1組になっていますので、切り離さずに提出してください。 ○ 領収証書は必ず7年間保存してください。		

- (1) **納税者** 申告書の所在地又は住所、名称又は氏名を記載してください。
 (2)

税目	年度	通知書番号	申告区分	帳票
08	R03	1234567890	01当初	53

- ① **税目** 「08」※印字済
 ② **年度** 年度を記載してください。(令和3年度=「R03」)
 ③ **通知書番号** 「照会番号」の先頭10桁を記載してください。
 (照会番号「12345678901」→通知書番号「1234567890」)
 ※照会番号は送付文書(左下)をご確認ください。
 ④ **申告区分** 当初申告は「01当初」、修正申告は「11修正」と記載してください。
 ⑤ **帳票** 「53」※印字済
 (3) **事業年度又は課税期間** 先頭に「令和(平成)」又は「R(H)」のいずれかを記載してください。
 (4) **税額・合計額** 減免後の事業所税額を記載してください。延滞金及び督促手数料、加算金を徴収する際は、後日納付書を送付します。
 (5) **納期限** 当初申告の場合は法定納期限を、修正申告の場合は申告日を記載してください。

- (3) **資産割** 減免対象となる家屋ごとに記載してください。
- ① **特例適用対象床面積A** 課税標準の特例明細書(申告書第44号様式別表3)の「課税標準の特例適用対象床面積㉞」を転記してください。(※「タクシー事業用施設」または「倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫・上屋」を申請する事業者のみ記載)
 - ② **控除事業所床面積B** 課税標準の特例明細書(申告書第44号様式別表3)の「控除事業所床面積㉟」を転記してください。(※「タクシー事業用施設」または「倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫・上屋」を申請する事業者のみ記載)
 - ③ **減免対象床面積C** 上記①から上記②を差引してください。なお、減免対象家屋が、特例の範囲にあたる施設でなければ減免対象床面積のみ記載してください。
 - ④ **使用月数D** 新設又は廃止がある場合、使用月数を記載してください。
 - ⑤ **減免割合E** 上記(2)減免理由に該当する減免割合を記載してください。※全部=1/1のこと。
 - ⑥ **減免税額** 減免対象床面積C×使用月数D×減免割合E×税率Fを計算してください。(1円単位)
- (4) **従業者割** 減免対象となる家屋ごとに記載してください。
- ① **該当する従業者数** 当該各事業所等の従業者の数を記載してください。
 - ② **該当従業者に対する支払い給与総額** 算定期間中に減免対象施設の従業者へ支払われた又は支払われるべき俸給、給与、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額を記載してください。
 - ③ **減免割合H** 上記(2)減免理由に該当する減免割合を記載してください。※全部=1/1のこと。
 - ④ **減免税額** 該当従業者に対する支払給与総額G×減免割合H×税率Iを計算してください。(1円単位)
- (5) **減免税額(100円未満切上げ)** 資産割の小計①と従業者割の小計②を合計(1円単位)した後、100円未満切上げした税額を記載してください。

※申告書(第44号様式)の備考欄に、「減免税額(100円未満切上げ)」及び「減免適用後の納付税額」を記載してください。

9 事業所用家屋の貸付けに関する申告書

※注意

- ① この申告における「貸付け」とは、有償であるか無償であるかを問いません。事実上、他の者の利用に供している場合、貸付けに該当します。
- ② この申告書は、家屋ごとに記載してください。
- ③ 事業所用家屋の全部又は一部を新たに貸付した場合は貸付日の翌月末までに、既に申告した事項に異動が生じた場合は異動日の翌月末までに申告してください。
- ④ 使用者(借受人)募集中のための空室や、居住用として使用している場合も、併せて記載をお願いします。

尼崎市長あて		照会番号				
令和 5 年 5 月 5 日						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (1) </div> <h3 style="text-align: center;">事業所用家屋の貸付けに関する申告書</h3>						
貸付者	氏名又は名称 <small>(フリガナ)</small>	アマガサキシジキョウシヨゼイ 株式会社 尼崎市事業所税				
	住所又は所在地	〒 680-8501 尼崎市東七松町1-23-1				
	法人の代表者氏名	尼崎 花子	この申告書に 応答する者 氏名 立花 太郎			
	法人番号	123123123XXXX	電話 06-6489-6267			
事業所用家屋について、地方税法第701条の52及び尼崎市市税条例第105条の規定により、貸付状況を申告します。						
貸付け対象家屋	家屋所有者名 <small>(貸付者と同じであれば記載不要)</small>	株式会社 尼崎資産税				
	家屋名称	市内の家屋所在地				
	尼崎第一ビル	尼崎市 東七松町1-23-1				
	①一棟の床面積 <small>(②+③+④)</small>	②専用床面積合計	③非課税となる共用床面積	④ ③以外の共用床面積		
2,024.70	1,543.99	0	480.71			
使用者(借受人)の明細						
使用者		⑤専用床面積	⑥共用床面積 <small>(④)×(⑤)</small>	⑦合計床面積 <small>(⑤)+(⑥)</small>	貸付事由 ⑧異動年月日	備考 <small>階数や部屋番号等</small>
氏名又は名称	住所(本店又は居住)					
尼崎 健太	尼崎市東七松町9-909	79.50	24.75	104.25	開始・変更・終了 令和4年4月5日	2階 a区画
有限会社 A資産	大阪市北区2-0-0	445.98	138.85	584.83	開始・変更・終了 平成30年5月1日	1階と 2階b区 画 申告漏れ
B 株式会社	東京都丸の内1-0-0	678.15	211.13	889.28	開始・変更・終了 令和5年4月1日	3、4階 面積変更
出屋敷 尼子	尼崎市西向島9-808	150.72	46.92	197.64	開始・変更・終了 令和5年4月30日	5階 解約
空室		150.72	46.92	197.64	開始・変更・終了 令和5年5月1日	5階
居住用		189.64	59.04	248.68	開始・変更・終了	6階
計		1,543.99	480.69	2,024.68		

- (1) 貸付者 事業所用家屋を貸し付けている者の「氏名又は名称」及び「住所又は所在地」を、法人については「法人番号」及び「法人代表者氏名」も併せて記載してください。

(2) **貸付け対象家屋** 当該家屋の所有者名、家屋名称及び所在地を記載してください。なお、家屋所有者名が上記(1)と同じ場合は記載不要です。

① **一棟床面積** 専用床面積及び共用床面積を足した総床面積です。(下記②+③+④)

② **専用床面積合計** 共同の用に供する部分(下記③及び④)以外の床面積を記載してください。

③ **非課税となる共用床面積** 共同の用に供する非課税部分(避難階段、消防設備等に係る床面積、非常用エレベーター等)の床面積を記載してください。

※事業所税の手引(別冊)の4ページ 表アの一定の防火対象物が対象です。

④ **③以外の共用床面積** ③以外の共同の用に供する部分(階段、廊下等)の床面積を記載してください。

(3) **使用者(借受人)の明細** 使用者の「氏名又は名称」及び「住所(本店又は居住)」(貸付け対象家屋と同じとは限りません。)を記載してください。なお、使用者(借受人)募集中のための空室や、居住用として使用している場合も併せて記載をお願いします。

⑤ **専用床面積** 各使用者の専用床面積を記載してください。

⑥ **共用床面積** 上記(2)④「③以外の共用床面積」を各使用者の専用床面積によって按分した面積を記載してください。計算式は次のとおり。

$\text{④ ③以外の共用床面積} \times \frac{\text{⑤各使用者の専用床面積}}{\text{②専用床面積合計}} = \text{⑥各使用者の共用床面積}$ <p style="text-align: right;">【小数点以下第2位(第3位切捨て)で記載】</p>

⑦ **合計床面積** 各使用者の専用床面積と共用床面積の合計を記載してください。

⑧ **異動年月日** 各使用者の賃貸年月日(貸付開始日)、終了年月日、床面積等の変更年月日を記載してください。

(4) **計** 1棟貸しの場合は、⑤専用床面積=②専用床面積合計、⑥共用床面積=④「③以外の共用床面積」となります。なお、端数切捨てにより各使用者の共用床面積を算出しているため、⑥と④は一致しない場合があります。

10 更正の請求書

例の尼崎商事株が更正の請求を行った記載例を、次のとおり示しました。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度において、令和2年4月より床面積の一部（大島支店120㎡）を貸付していたため、更正の請求を行った場合の記載例は、以下のとおりです。

※入力日		※照会番号	
令和3年10月1日	所在地 尼崎市東七松町1丁目〇番〇号	代表者氏名	尼崎 太郎
尼崎市長あて	(ふりがな) あまがきしょうじ かぶしがいしゃ 名称 尼崎商事 株式会社	この請求に応答する者 氏名 経理課 尼崎 次郎	
個人番号及び法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	電話番号 (06)	6489-0000

事業所税の更正の請求書

地方税法第20条の9の3第1項の規定により、次のとおり更正の請求をします。

(1)	更正の請求の対象となる事業年度(課税期間)		R 2 年 4 月 1 日から	R 3 年 3 月 31 日まで	
	資 産 割	摘要	更正前	更正後	
		事業所床面積	①	3,800.00	3,680.00
		事業所床面積	②	450.84	450.84
		非課税に係る事業所床面積	③	50.00	50.00
		非課税に係る事業所床面積	④		
		控除事業所床面積	⑤	370.00	310.00
		控除事業所床面積	⑥		
		課税標準となる事業所床面積	⑦	3,380.00	3,320.00
		課税標準となる事業所床面積	⑧	150.28	150.28
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨	3,530.28	3,470.28
資産割額 (⑨×600円)		⑩	2,118,168	2,082,168	
既に納付の確定した資産割額	⑪		2,118,168		
従 業 者 割	従業者給与総額	⑫	623,774,360	623,774,360	
	非課税に係る従業者給与総額	⑬	79,210,400	79,210,400	
	控除従業者給与総額	⑭			
	課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	544,563,000	544,563,000	
	従業者割額 $(⑮ \times \frac{0.25}{100})$	⑯	1,361,407	1,361,407	
	既に納付の確定した従業者割額	⑰		1,361,407	
資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯)	⑱	3,479,500	3,443,500		
既に納付の確定した事業所税額 (⑰+⑰)	⑲		3,479,500		
減額となる事業所税額 (⑱-⑲)	⑳		-36,000		
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	R 3 . 5 . 31	還付を受けようとする金融機関		
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合 (4)	第1号の判決等の確定日	R . . .	金融機関 尼銀行		
	第2号の更正・決定等のあった日	R (5)	支店 立花支店		
	第3号の政令で定める理由の生じた日	R	口座番号 1111111111		
更正の請求をする理由及び請求に至った事情の詳細その他、参考となるべき事項	令和2年4月より、自社所有の大島支店の事業所床面積の一部(120㎡)を(株)G産業に貸付けしていたため。				
			口座名義 (カタカナ) アマガサキショウジ(カ) (普通)・当座		

- (1) **更正の請求の対象となる事業年度(課税期間)** 事業年度(課税期間)ごとに、更正の請求書を提出してください。
- (2) **資産割 従業者割**
- ①～⑱ 「更正前」欄は、更正する事業年度の申告書の①～⑱欄を記載してください。「更正後」欄は、変更がある箇所だけでなく、該当する箇所全てを記載してください。また、更正後の数値を記載した「別表1 事業所税明細書」、「別表2 非課税明細書」、「別表3 課税標準の特例明細書」及び「別表4 共用部分の計算書」をこの更正の請求書に添付して提出してください。
- ⑳は、1,000円未満切り捨て、㉑㉒は、100円未満を切り捨てて記載してください。
- (3) **㉑ 減額となる事業所税** 上記㉑「資産割額と従業者割額の合計額」から上記㉒「既に納付の確定した事業所税額」を差引いた額を記載してください。還付金が発生する場合、「更正後」欄は必ずマイナスの金額になります。
- (4) **更正の請求をする理由** 更正前と更正後の差の理由を記載してください。
- (5) **還付を受けようとする金融機関** 上記㉑「減額となる事業所税額」を還付するための金融機関名と口座番号を記載してください。

IV 質疑応答集

納税義務者

- 問1 工場の管理委託 44
問2 委託事業に係る製品保管倉庫の納税義務者 44

課税標準

- 問3 仮営業所の取扱い 44
問4 休止の取扱い 45
問5 休止部分の認定基準 45
問6 未払金としている給与等 45
問7 賞与等の引当金 45
問8 退職者に対して支払われるベースアップの差額 45
問9 事業所等に該当しない場合の従業者給与総額 46
問10 工場現場へ直接出勤する従業者の取扱い 46
問11 通勤手当・住居手当の取扱い 47
問12 派遣職員の認定基準 47
問13 アルバイト・パートタイマー等の給与 48
問14 課税区域内から課税区域外への異動者 48

免税点

- 問15 免税点の意義 49
問16 事業を休止している場合の免税点の判定 49
問17 資産割の月割計算と免税点の判定 49
問18 パートタイマーの従業者 49
問19 従業者割の免税点判定における従業者の範囲（その1） 50
問20 従業者割の免税点判定における従業者の範囲（その2） 50
問21 免税点における休職中の従業者の取扱い 50

非課税の範囲

- 問22 福利厚生施設の範囲 51
問23 従業員食堂に通ずる廊下 51
問24 オフィスビルの避難施設 51
問25 自動販売機・ウォータークーラー等 51
問26 業務用施設 52
問27 研修保養所 52
問28 工場内の公害防止施設 52

工場の管理委託

問1 当社Aは、業務の一部を別会社Bに委託しており、委託料をBに支払っている。Bは自社の工場及び従業員を使用して委託した事業を実施しているが、この委託事業に係る納税義務者はA、Bいずれか。

答 設問の委託事業は、受託者Bの工場において、Bの従業員が実施しているものと考えられる。このように受託事業の実施がBの事業であると考えられる以上納税義務者はBになる。

委託事業に係る製品保管倉庫の納税義務者

問2 製造業者（甲）が所有する製品保管庫（2,000 m²）において運送業者（乙）が、荷役業務を委託されている。次の(1)、(2)の場合、事業所税の納税義務者はそれぞれ甲、乙いずれであるか。

- (1) 甲の製造工場と製品保管庫が同一敷地内にある場合
- (2) 甲の製造工場と製品保管庫が離れてある場合

答 (1)、(2)とも甲が当該保管倉庫を事業の用に供していると考えられるので、製造業者（甲）が納税義務を負う。

(解説) 製品保管庫は製造業者（甲）が所有しているものであるが、当該製品保管庫において荷役業務を運送業者（乙）に委託している。しかし、乙の行う事業は、単なる製品の荷役業務であり当該保管庫を事業所用家屋として使用している者は甲となると考えられる。一般に、委託事業に係る納税義務者については、委託業務の実施の実態により、当該事業所用家屋の使用、管理等の状態を把握して現に事業を行っている者を判定することが適当である。

仮営業所の取扱い

問3 社屋の建替に際して、その期間仮営業所で事業を行っている場合における事業所税についてはどのように取扱うか。

答 1年の期間を超えて設置された仮営業所については、事業所税の課税の対象となる事業所用家屋として課税することが適当である。

(解説) 仮営業所を事業所用家屋として課税するかどうかは、当該仮営業所の設置期間が1年未満のものについては、いわゆる仮設事業所として課税しないことが適当であるが、1年以上の期間にわたって設置されているものについては、事業所税の課税対象になる。

なお、仮営業所が「臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものについては、事業所税の性格にかんがみ、事業所等の範囲には含めないことが適当である。」とされている。

休止の取扱い

問4 事業を休止している場合（例えばボウリング場又は工場の一部休止）の当該休止部分に係る床面積の取扱いはどうなるか。

答 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上連続して休止していたと認められる施設に係るものは課税標準には含めないことが適当である。

休止部分の確認基準

問5 工場内の一部の機械等について、操業を停止しているが、この部分について資産割は課税されるか。

答 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上連続して休止していたと認められる施設に係るものは課税標準には含めない扱いとなっている。ただし、休止施設については明確に休止部分の床面積が一定期間区画されていることが必要であり、現に操業は行っていない場合であっても、これらの業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでも操業でき得る状態にあるような、いわゆる遊休施設、倉庫代わりに使用されている部屋等については含まれないものである。

未払金としている給与等

問6 経理上未払金として処理されている給与等は、課税標準となる従業者給与総額に算入されるか。

答 すでに支払の義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、当該課税標準の算定期間中における従業者給与総額に算入すべきものである。

賞与等の引当金

問7 賞与等の引当金は課税標準となる従業者給与総額に含まれるか。

答 従業者給与総額に含まれない。

退職者に対して支払われるベースアップの差額

問8 退職者に対して支払われるベースアップの差額は、課税標準となる従業者給与総額に含まれると解してよいか。

答 お見込みのとおりと解する。

事業所等に該当しない場合の従業者給与総額

問9 地方税法及び同法施行に関する取り扱いについての依命通達においては、事業所税の課税標準となる従業者給与総額について、「勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例えば常時船舶の乗組員である者）に対して支払われる給与については含まれない。」とされているが、次の場合はどうか。

- (1) 課税区域内の島巡りの定期客船の乗組員
- (2) 列車内の食堂や売店の従業員
- (3) 名目上本社等に所属するが勤務の実態において設置期間が1年未満の建築現場事務所に常時勤務する従業員

答 設問については、次のように取り扱うのが適当である。

- (1)及び(2) 主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額として取り扱う。
- (3) 設問の場合の建築現場事務所は、課税の対象となる事業所等に該当せず、また設問の場合の従業員は建築現場事務所の従業員と解されるので、当該従業者に係る従業者給与総額は課税の対象とならない。

工事現場へ直接出勤する従業者の取扱い

問10 建築現場事務所を設置することなく建築工事が行われている事例（小規模な建築工事、改装工事、補修工事等。従業者は通常工事現場へ直接出勤する。）においては、現場作業に従事する従業者は本社（又は管理する事務所）に属する従業者としてその者に支払われる給与等は課税標準に含めることとしてよいか。

答 お見込みのとおり。

(解説) 建築現場事務所は、設置期間が短期間のものであり、事業所等が臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものについては事業所等に該当しないとされているものであるが、設問の工事現場従業員については、勤務の便宜上工事現場へ直行する場合が多いとしても、本社又は管理する事務所に属する従業員として取り扱うことが適当である。

通勤手当、住居手当等の取扱い

問 11 次に掲げる手当等は従業者給与総額に算入されるか。

- (1) 通勤手当
- (2) 住居手当
- (3) レクリエーションの費用
- (4) 観劇等の入場券の交付
- (5) 永年勤続者の表彰記念品
- (6) 食事代（食券交付）

答 1. 通勤手当及び住居手当は従業者給与総額に含まれるものであるが、所得税の取り扱い上非課税とされる通勤手当については従業者給与総額に含めないことが適当である。

2. 設問(3)～(6)については、従業者給与総額に含めないことが適当である。

なお、(6)の食事代を現金支給している場合の当該金額は従業者給与総額に含まれる。

派遣職員の認定基準

問 12 派遣職員と認められる基準となる派遣期間は、具体的にはどの程度の期間をいうのか。また、事業年度末日には当該期間を満了しておらず派遣期間途中の者である場合は派遣職員に該当するか。

答 派遣職員であるかどうかは期間の長短のみではなく、その勤務の状態によって判定すべきである。

したがって、事業年度の末日において派遣期間を満了していない者についても勤務の状態から派遣職員とされる者については、当該者に係る従業者給与は課税標準となる従業者給与総額に含めないものである。

(解説) 派遣職員かどうかは形式的な呼称やその期間の長短によってのみでなく、その勤務の状態(例えば派遣先、就業状態、派遣期間等)によって通常の出張と区別される。一般的に1年以上にわたって他社に勤務しているような従業員については派遣職員に該当すると考えられるが、その期間が1年未満である場合においても派遣先の従業員と同一の就業規則に従っている者については、通常の出張とはいえないものである。

アルバイト、パートタイマー等の給与

問 13 アルバイト、パートタイマー等の給与は、従業者割の課税標準である従業者給与総額に含まれるか。また、これらの人員が期末時において減少した場合、年間給与も減額計算できるか。

答 従業者割の課税標準である従業者給与総額とは、事業所等の従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいうものとされている(法701の31第1項第5項)。「事業所等の従業者」であるかどうかは、その者が当該事業所等において労働法上のいわゆる支配従属関係にある者として勤務しているものであるかどうかにより判定されることとなるが、アルバイト、パートタイマー等は、いずれも、これらの関係にあるものと認められるので、これらの者に対して支払われた給与の額は、従業者給与総額に含まれるものである。

次に、従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間(法人では事業年度、個人では原則として1月1日から12月31日までの期間)中に支払われた従業者給与総額とされており(法701の40第1項)免税点の判定のように一定時点(課税標準の算定期間の末日)において把握しないで、フローの概念としてとらえている。したがって、給与を支払われた従業者が課税標準の算定期間の末日においてもなお当該事業所等の従業者であるか否かを問わず、およそ、課税標準の算定期間中において支払われた従業者給与総額である限りは、その対象となるものである。

課税区域内から課税区域外への異動者

問 14 事業年度前半は、課税区域内の事業所等に勤務していた者が、後半は、課税区域外に転勤した。この場合、課税区域外に事業所等において支払われた賞与は、従業者割の課税標準である従業者給与総額に含まれるか。

答 従業者割の課税標準は課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とされている(法701の40第1項)。したがって、免税点の判定の場合と異なり、給与を支払われた従業者が課税標準の算定期間の末日において当該事業所等の従業者であることを要せず、およそ課税標準の算定期間中に支払われた従業者の給与である限りすべて含まれる。

しかしながら、当該従業者が課税区域外の他の事業所に転勤したような場合には、その転勤後に支払われた給与等は、当該課税対象となる事業所等の従業者に対して支払われた給与等ではないので、従業者給与総額には含まれない。この課税標準の算定期間中に支払われたものであるかどうかは、当該給与等の債権が当該期間中に具体的な債権債務関係として成立しているか否かによることとなるので、設問の賞与も、原則的には従業者割の課税標準に含まれないものである。

なお、時間外勤務手当等1月遅れで支払われるものは、従前の事業所等の従業者給与総額として取り扱うことが適当である。

免税点の意義

問 15 免税点は基礎控除と考えてよいか。

答 事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するため設けられているものであり、基礎控除の制度ではない。

したがって、例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が、1,500 m²の場合は免税点を超えることになるが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の1,500 m²が課税対象となる。

事業を休止している場合の免税点の判定

問 16 事業を休止している場合（例えばボーリング場又は工場の一部休止）の当該休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれるか。

答 免税点の判定においては、当該休止部分に係る床面積も免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれる。ただし、事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上連続して休止していたと認められる施設に係わるものは課税標準に含めない扱いがなされる。

資産割の月割計算と免税点の判定

問 17 事業所税のうち資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が12月に満たない場合にはその月数に応じて事業所床面積をあん分して算定することとされているが、免税点の判定の場合もこのようにあん分して算定した結果に基づいて判定を行うことになるか。

答 免税点の判定においては、資産割の課税標準の算定における月割の方法は適用されず、課税標準の算定期間の末日の現況により免税点の判定を行うものである。この結果、免税点を超えて課税されることとなる場合に、設問のように算定期間の月数によりあん分して課税標準を算定することになるものである。

パートタイマーの従業者

問 18 従業者割の免税点の判定において、従業者数に含まれないこととされる「パートタイマー」とは、どの程度の勤務時間、雇用期間のものをいうのか。

答 パートタイマーの従業者は、単に形式的呼称によるものではなく、勤務の状態により判定すべきであり、通常の勤務時間より相当短い勤務者（1日平均勤務時間が6時間程度以下であるもの）については、パートタイマーの従業者として取り扱うこととなる。なお、雇用期間についての長短については問わないものである。

従業者割の免税点判定における従業者の範囲（その1）

問 19 免税点の判定において、次のような従業者の取扱いについてはどうか。

- (1) 出向社員＝①A社の社員がB社に出向し、給与等はA社が支払い、B社はA社に対して当該給与相当分を指導料として支払っている場合 ②A社の社員がB社に出向しており、給与等はA社及びB社がそれぞれ一部ずつ支払っている場合。
- (2) 数社の役員を兼務する兼務役員
- (3) 無給の役員
- (4) パートタイマー
- (5) 日々雇用等の臨時の従業者
- (6) 課税区域外の建築現場事務所等へ派遣されている職員
- (7) 保険外交員のように給与所得と事業所得とを有する従業者

答 設問の場合における従業者等は、それぞれ次のように取り扱うのが適当である。

- (1)の場合＝①については、出向先の会社の従業者に含める。②については、主たる給与等を支払う会社の従業者に含める。
- (2)の場合＝(3)に該当する場合を除き、それぞれの会社の従業者に含める。
- (3)及び(4)の場合＝従業者に含めない。
- (5)の場合＝従業者に含める。
- (6)の場合＝従業者に含めない。
- (7)の場合＝従業者に含める。

従業者割の免税点判定における従業者の範囲（その2）

問 20 免税点の判定において、次のような勤務形態のものは従業者に含めなくてよいか。

- (1) 常勤臨時職員（嘱託）
- (2) 臨時雇用職員（日々雇用）

答 (1)及び(2)の場合とも従業者に含める。

免税点における休職中の従業者の取扱い

問 21 休職中の従業者は、従業者割の免税点の判定を行う場合、従業者数に含まれるか。

答 従業者割の免税点判定は、課税標準の算定期間の末日における従業者数の合計によって行うこととされている。この場合、休職中の従業者については、当該者に対して給与等が支払われている場合は従業者数に含まれることになる。

なお、休職中の従業者で課税標準の算定期間中に全く給与の支払いを受けていない場合は、免税点の判定上、従業者に含めないこととして差し支えない。

福利厚生施設の範囲

問 22 福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれるか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪室、仮眠室、喫煙室

- 答 (1) 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室は、一般的には福利厚生施設として取り扱って差し支えない。
- (2) 更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のは福利厚生施設として取り扱って差し支えない。
- (3) 研修所は、福利厚生施設に該当しない。
- (4) 社員寮及び社宅は、人の居住の用に供するものであるので課税の対象とはならない。

従業員食堂に通ずる廊下

問 23 福利厚生施設として従業員食堂を設けている。当該施設は非課税施設に該当すると思うが、この場合、非課税施設に係る床面積は当該施設部分のみの床面積か、又は食堂前の廊下等の共用部分をも含めた床面積とするのか。

答 非課税施設に係る床面積は、当該非課税施設部分のみの床面積であり、廊下等は共用部分として取り扱わない。

オフィスの避難施設

問 24 オフィスビルに設けられた避難階段、避難のためのバルコニー等の避難施設は、一般に防災施設として当該部分は非課税になるか。

答 避難施設として非課税とされているのは百貨店・旅館等の一定の防火対象物に設置される消防用設備等及び避難施設に限定されている。したがって、当該オフィスビルが消防法施行令別表第1(16)項イに掲げる複合用途防火対象物に該当する場合に限り、オフィスビルに設けられた避難施設等が非課税となるものである。

自動販売機、ウォータークーラー等

問 25 次のものは、非課税とされる福利厚生施設に該当するか。

- (1) 自動販売機及びウォータークーラー (資産割)
- (2) ホームヘルパー (家事手伝人) の派遣 (従業者割)
- (3) 通勤自転車置場 (資産割)
- (4) 工場の敷地内にある神社 (資産割)

答 いずれも、福利厚生施設には該当しない。なお、神社については、建物と認められるものであっても、宗教的シンボルとしての性格が強いので、事業所用家屋に該当するものとは考えられないものである。

業務用施設

問 26 勤労者のための福利厚生施設のうち、更衣室、浴場等については、業務用施設として認められるもの以外のものは非課税として取り扱っているが、業務用施設か否かの判定の基準はどこにあるのか。

答 業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断されなければならない。一般的にデパート及び銀行等において就業規則等でユニホームの着用が義務づけられている女子に係る更衣室や鉱工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は、業務に係る施設として取り扱うべきものであると考えられる。

研修保養所

問 27 研修所と保養所を兼ねて「研修保養所」の名称を使用しているものは、福利厚生施設として非課税の取扱いがなされるか。

答 当該施設が従業員の保養を主目的とする従業員の福利厚生施設であると認められる場合を除き、業務用施設として課税対象とすることが適当である。

(解説) 非課税とされている福利厚生施設であるかどうかは、形式的な呼称ではなく当該研修保養所の実態が、研修所として使用されているか保養所として使用されているかによって判定を行うべきである。なお、保養所として宿泊施設を有するが、昼間において宿泊施設を会議室等として使用して研修が行われる施設は、福利厚生施設であるとは認められないと考える。

工場内の公害防止施設

問 28 工場内に設置されている公害防止施設に係る事業所床面積は、非課税の対象となるか。

答 企業がその生産活動等に伴って生ずる廃棄物等を自ら処理するために設置する公害防止施設については、専ら当該公害防止施設の用に供する事業所家屋内に設置されているものに限り非課税とされるものであり、したがって、工場内に設置されている公害防止施設は、一般的には非課税の対象とはならないと解される。なお、この場合において、「専ら当該施設の用に供する事業所家屋」とは、おおむね8割以上が令第56条の53に掲げる施設の用に供されているものがこれに該当するとして取り扱うことが適当であると解される。

手引と申請書のダウンロードについて

事業所税の手引き、申告書等は尼崎市公式ホームページに掲載しております。
ホームページアドレス <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

令和5年12月1日発行
尼崎市 資産統括局 税務管理部 資産税課
〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1
TEL (06) 6489-6267
FAX (06) 6489-6875